

平成 25 年（ワ）第 38 号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等
原 告 中島孝 外
被 告 国、東京電力株式会社

意 見 陳 述 書

2015年5月19日

福島地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 渡 辺 登代美

本件原告らの被害は、原発事故によって放出された放射性物質に基づくものです。そこで私からは、放射線に関する基礎的なことについて述べます。

1 放射線は、電離作用によって細胞内のDNAを傷つけるなどし、放射線障害を引き起こします。

放射線障害には、被ばく後すぐに発病する急性障害と、数か月から数十年後に発病する晩発障害とがあります。本件で問題となるのは晩発障害のおそれであり、がんや白血病などがこれにあたります。

また、一定以上の線量（これを閾値といいます）を被ばくすると症状が現われる、急性障害や白内障などを放射線の確定的影響といい、低い被ばく線量でもある確率で症状が現われるがんや遺伝的影響などを確率的影響といいます。本件で問題となるのは、閾値のない確率的影響です。

2 放射線を被ばくすることは人の身体に悪い影響を与えるため、世界的に防護策がとられています。中心となっているのが国際放射線防護委員会（ICRP）や、欧州放射線リスク委員会（ECRR）などです。

3 現在の日本の国内法は、国際放射線防護委員会の1990年勧告を

もとに、放射線審議会の諮問を経て、整備されています。

- 4 本件事故による放射性物質は、福島県だけでなく、広い範囲の土地を汚染しました。少しずつ住宅地の除染は進められていますが、なかなか思うような効果が上がらず、山林など、人が住んでいないところはまだ手がつけられていません。

原告らは、これら、周囲にある放射性物質から被ばくする外部被ばくに加え、主に事故直後、呼吸や食物などによって身体の中に取り込んだ放射性物質から被ばくする内部被ばくとの、両方の脅威にさらされているのです。

- 5 被ばくによる健康不安の主なものは、がんです。低線量の被ばくをし続けることによって、がんになるリスクが高まるのではないか、ということです。

これについては、原爆被爆者の寿命調査の結果、100 mSv以上の被ばくをした場合、がんになるリスクが0.5%高まることがわかっています。

- 6 それ以下の線量の場合、国際放射線防護委員会は、低い線量であっても、線量に応じてがんになるリスクは高まるという直線閾値なしモデル（LNT仮説）を採用しています。欧州放射線リスク委員会は、低い線量の方が高い線量の場合よりもリスク率は高まると主張しています。この他、米国科学アカデミーをはじめ、多くの機関が放射線被ばくによるがんに関値はないという見解を公表しています。

- 7 原告らはこのような、低線量の被ばくでもがんのリスクが高まる、という情報があふれる中で、自分もしくは身近な人たちが、10年後、20年後にがんになるのではないかと恐れ、不安を感じながら、その地域で暮らしていくことを余儀なくされています。その恐怖や不安から逃れるために避難を選択した人たちは、また別のいろいろな困難に直面しています。

- 8 東京電力は、年20 mSv以下の被ばくであれば健康に影響はないと言っています。

しかしチェルノブイリでは、年5 mSv以上の追加被ばく線量がある地域は強制退去地域です。追加被ばく線量が年1 mSv以上の地域の住民には、自発的に移住できる権利及び移住に関わる補償を受ける権利が認め

られています。

- 9 これまでに原告らは、国などによる航空機測定公表結果を基に、2011年3月11日当時に原告が住んでいた場所の空間線量率とその時間的变化、及び原告の居住地を含む市町村ごとの空間線量率とその推移を提出してきました。今後、口頭弁論終結時における、同様のデータを提出していく予定です。

しかしこれは、あくまでも原告らの被害を認定する材料の一部でしかなく、線量の多寡が、直接被害の大きさを左右するものではないことを強調しておきます。

- 10 原告らは、本件訴訟請求の趣旨第1項で原状回復を求めています。それは、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏に生活すること、原告らが蒙っているような被害を二度と生み出すことがない状態にすることなのです。

以上